

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>第14章 相互接続点を通信用建物等に設置する場合の取扱い (接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約) 第95条 1～5 (略)</p>	<p>第14章 相互接続点を通信用建物等に設置する場合の取扱い (接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約) 第95条 1～5 (略) <u>6 接続申込者は、第10条の3第1項に規定する相互接続点の調査及び設置の申込みと同時に本条第3項に規定する自前工事の申込みを行うことができるものとします。この場合において、当社は、接続申込者の相互接続点の調査及び設置申込みについて、全て提供可能である旨の回答を行ったときに限り、第3項に規定する自前工事の申込みの承諾を行うものとします。</u> 附 則 (令和2年3月26日東相制第19-00094号) <u>この改正規定は、令和2年12月21日から実施します。</u></p>